

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年3月28日

【会社名】 モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー  
(Morgan Stanley Finance LLC)

【代表者の役職氏名】 秘書役  
(Secretary)  
アーロン・ページ  
(Aaron Page)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 10036 ニューヨーク州ニューヨーク  
ブロードウェイ1585  
(1585 Broadway New York, New York 10036 U.S.A)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 庭野 議 隆

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号  
赤坂Kタワー  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁 護 士 瀧 澤 信 也  
同 関 彩 香  
同 先 山 雅 規  
同 山 田 智 己

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号  
赤坂Kタワー  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【届出の対象とした売出  
有価証券の種類】 社債

【届出の対象とした売出金額】 1,026,000,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年3月3日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、利率および発行価額の総額を始めとする発行条件等ならびにその他の未定事項が決定しましたので、関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

## 第一部 証券情報

## 第2 売出要項

## 1 売出有価証券

(1) 売出社債（短期社債を除く。）

## 2 売出しの条件

## 3 【訂正箇所】

訂正を要する箇所および訂正した箇所には下線を付しております。

## 第一部 【証券情報】

## 第2 【売出要項】

## 1 【売出有価証券】

(1) 【売出社債（短期社債を除く。）】

<訂正前>

銘柄	モルガン・スタンレー保証付 モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー 2027年4月5日満期 期限前償還条項付 ブラジルリアル・日本円連動円建パワー・クーポン社債（2年固定）（別段の記載がある場合を除き、以下「本社債」という。）		
売出券面額の総額又は売 出振替社債の総額	10億円（予定）（注1）	売出価額の総額	10億円（予定）（注1）
売出しに係る社債の所有 者の住所及び氏名又は名 称	東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社 （以下「売出人」という。）		
記名・無記名の別	記名式	各社債の金額	1,000,000円（注3）
利率	<p>( ) 2017年4月5日（同日を含む。）から2019年4月5日（同日を含まない。）までの各利息期間：年率7.00%</p> <p>( ) 2019年4月5日（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの各利息期間：下記の算式に従って算定される利率（年率）</p> <p style="text-align: center;"><math>25.00\% \times \text{参照レート} / \text{ベースレート} - 20.00\%</math></p> <p>（ただし、上記の算式に従って算定された利率が年率0.10%を下回る場合には、当該利息計算期間に係る利率は年率0.10%とする。）</p> <p>（注4）</p>		
利払日	2017年10月5日（同日を含む。）以降満期日（同日を含む。）までの各年の4月5日および10月5日とし、修正翌営業日規則に従う。ただし、修正翌営業日規則に基づく当該利払日の調整は、各利息期間の日数計算または各利払日に支払う利息額の計算にあたって考慮されない。（注2）		
満期日	2027年4月5日とし、修正翌営業日規則に従う。（注2）（注3）（注5）		

(中略)

- (注1) 本社債は、ユーロ市場で発行された後、日本で売り出される。同市場で発行される本社債の額面総額は10億円(予定)である。本社債の発行に関する未定および予定の条件は、本売出しにおける需要状況を勘案した上で、可能な限り投資家の需要に見合う売出額を確保することを念頭に、2017年3月28日(「条件決定日」)までに決定される。したがって、最終的な売出券面額の総額および売出価額の総額は、需要状況次第で、上記の金額と大きく相違する可能性がある。
- (注2) 「修正翌営業日規則」とは、該当の日が営業日でない場合、翌営業日とする(翌営業日が翌暦月となる場合は前営業日とする)ことを意味し、また「営業日」とは、土曜日および日曜日を除く日のうち、法定休日または東京、ニューヨーク市もしくはロンドンにおいて金融機関が法令上休業を認められるかもしくは要求される日またはリオデジャネイロ、ブラジリアおよびサンパウロの全ての都市において金融機関が法令上休業を認められるかもしくは要求される日に該当しない日をいう。
- (注3) 期限前償還されない場合、本社債の償還は、下記「2 売出しの条件 4. 償還および買入れ 4.1 約定償還 (1) 満期償還」に従い、満期償還金額の支払によりなされる。下記「2 売出しの条件 4. 償還および買入れ 4.1 約定償還 (1) 満期償還」を参照のこと。本注3において使用される用語は「2 売出しの条件 4. 償還および買入れ」において定義される。
- (注4) 本社債の付利は、2017年4月5日(同日を含む。)から開始する。上記「利率」において使用される用語は「2 売出しの条件 3. 利息」において定義される。
- (注5) 本社債は、満期日より前に償還されることがある。期限前償還については、下記「2 売出しの条件 4. 償還および買入れ 4.1 約定償還 (2) 期限前償還」および「2 売出しの条件 4. 償還および買入れ 4.2 課税事由による償還」を参照のこと。

&lt;訂正後&gt;

銘柄	モルガン・スタンレー保証付 モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー 2027年4月5日満期 期限前償還条項付 ブラジルリアル・日本円連動円建パワー・クーポン社債(2年固定)(別段の記載がある場合を除き、以下「本社債」という。)		
売出券面額の総額又は売 出振替社債の総額	1,026,000,000円(注1)	売出価額の総額	1,026,000,000円(注1)
売出しに係る社債の所有 者の住所及び氏名又は名 称	東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社 (以下「売出人」という。)		
記名・無記名の別	記名式	各社債の金額	1,000,000円(注3)
利率	<p>( )2017年4月5日(同日を含む。)から2019年4月5日(同日を含まない。)までの各利息期間:年率7.00%</p> <p>( )2019年4月5日(同日を含む。)から満期日(同日を含まない。)までの各利息期間:下記の算式に従って算定される利率(年率)</p> <p><math>25.00\% \times \text{参照レート} / \text{ベースレート} - 20.00\%</math> (ただし、上記の算式に従って算定された利率が年率0.10%を下回る場合には、当該利息計算期間に係る利率は年率0.10%とする。)</p> <p>(注4)</p>		
利払日	2017年10月5日(同日を含む。)以降満期日(同日を含む。)までの各年の4月5日および10月5日とし、修正翌営業日規則に従う。ただし、修正翌営業日規則に基づく当該利払日の調整は、各利息期間の日数計算または各利払日に支払う利息額の計算にあたって考慮されない。(注2)		
満期日	2027年4月5日とし、修正翌営業日規則に従う。(注2)(注3)(注5)		

(中略)

- (注1) 本社債は、ユーロ市場で発行された後、日本で売り出される。同市場で発行される本社債の額面総額は1,026,000,000円である。

- (注2) 「修正翌営業日規則」とは、該当の日が営業日でない場合、翌営業日とする(翌営業日が翌暦月となる場合は前営業日とする)ことを意味し、また「営業日」とは、土曜日および日曜日を除く日のうち、法定休日または東京、ニューヨーク市もしくはロンドンにおいて金融機関が法令上休業を認められるかもしくは要求される日またはリオデジャネイロ、ブラジリアおよびサンパウロの全ての都市において金融機関が法令上休業を認められるかもしくは要求される日に該当しない日をいう。
- (注3) 期限前償還されない場合、本社債の償還は、下記「2 売出しの条件 4 . 償還および買入れ 4.1 約定償還 (1) 満期償還」に従い、満期償還金額の支払によりなされる。下記「2 売出しの条件 4 . 償還および買入れ 4.1 約定償還 (1) 満期償還」を参照のこと。本注3において使用される用語は「2 売出しの条件 4 . 償還および買入れ」において定義される。
- (注4) 本社債の付利は、2017年4月5日(同日を含む。)から開始する。上記「利率」において使用される用語は「2 売出しの条件 3 . 利息」において定義される。
- (注5) 本社債は、満期日より前に償還されることがある。期限前償還については、下記「2 売出しの条件 4 . 償還および買入れ 4.1 約定償還 (2) 期限前償還」および「2 売出しの条件 4 . 償還および買入れ 4.2 課税事由による償還」を参照のこと。

## 2【売出しの条件】

<訂正前>

売出価格	額面1,000,000円につき1,000,000円
申込期間	2017年3月29日より2017年3月31日まで
申込単位	額面1,000,000円単位
申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人、売出取扱人(下記において定義する。)および登録金融機関(下記において定義する。)の日本国内の本店、各支店および各営業部店(摘要(4))
売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	下記、摘要(4)を参照
売出しの委託契約の内容	下記、摘要(4)を参照

摘要

(中略)

- (5) 発行会社の格付の変更や金融市場の重大な変動により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間、受渡期日および発行日のいずれかまたはすべてを概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。

(後略)

## &lt;訂正後&gt;

売出価格	額面1,000,000円につき1,000,000円
申込期間	2017年3月29日より2017年3月31日まで
申込単位	額面1,000,000円単位
申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人、売出取扱人(下記において定義する。)および登録金融機関(下記において定義する。)の日本国内の本店、各支店および各営業部店(摘要(4))
売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	下記、摘要(4)を参照
売出しの委託契約の内容	下記、摘要(4)を参照

摘要

(中略)

(5)を全文削除

(後略)

## &lt;訂正前&gt;

## 3. 利息

## 3.1 利息の発生

(前略)

「ベースレート」とは、以下の算式に従って決定されるレートをいう。ただし、小数点以下第3位を四捨五入する。

当初参照レート×(未定)(%) (75.00%以上85.00%以下を仮条件とする。)

「当初参照レート」とは、2017年3月27日に決定される参照レートをいう。

(後略)

## &lt;訂正後&gt;

## 3. 利息

## 3.1 利息の発生

(前略)

「ベースレート」とは、以下の算式に従って決定されるレートをいう。ただし、小数点以下第3位を四捨五入する。

当初参照レート×78.50%

「当初参照レート」とは、35.35をいう。

(後略)

<訂正前>

4. 償還および買入れ

4.1 約定償還

(1) 満期償還

(前略)

「フォワードレート」とは、以下の算式に従って決定されるレートをいう。ただし、小数点以下第3位を四捨五入する。

当初参照レート × (未定) % (75.00%以上85.00%以下を仮条件とする。)

(後略)

<訂正後>

4. 償還および買入れ

4.1 約定償還

(1) 満期償還

(前略)

「フォワードレート」とは、以下の算式に従って決定されるレートをいう。ただし、小数点以下第3位を四捨五入する。

当初参照レート × 78.50%

(後略)